

# 定住促進制度のご案内

## 住宅取得で助成金を交付します！

申込・問合せ 総務課企画調整グループ ☎76-2131

新十津川町では、町内で新築住宅、または、中古住宅を取得した方に助成金を交付します。  
また、住宅を取得した方に中学生以下のお子さんがある場合、町内のお店で使える「ふれあい商品券」を交付します。

事業期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで  
(平成26年4月1日以降の工事請負契約及び売買契約から適用)

### ■助成金の額

住宅の種類	区分		助成金額	商品券交付
新築住宅	転入者	町内業者施工	200万円	中学生以下のお子さん 1人につき15万円分 の「ふれあい商品券」 を交付 
		町外業者施工	170万円	
	町内者	町内業者施工	170万円	
		町外業者施工	150万円	
中古住宅	町外から転入し住宅を取得		100万円	
	町内者が住宅を取得		70万円	

※転入者は、転入前1年間以上町外の住民だった方で、転入後3カ月以内に申請が必要です。

### ● 住宅の要件

#### 【新築住宅】

- ①平成26年4月1日以降に新築に係る工事請負契約・新築住宅の売買契約を締結した住宅
- ②玄関、便所、台所、浴室、居室があり、延べ床面積が60㎡以上の住宅
- ③平成28年12月31日までに表題登記を完了した住宅
- ④住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅も可（店舗・事務所兼用住宅）

#### 【中古住宅】

- ①平成26年4月1日以降に売買契約を締結した住宅
- ②玄関、便所、台所、浴室、居室があり、延べ床面積が60㎡以上の住宅
- ③昭和56年6月以降に建築した住宅
- ④売買価格が300万円以上の住宅（敷地の購入費用を含む）
- ⑤住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅も可（店舗・事務所兼用住宅）  
(配偶者や2親等以内の方が所有していた住宅は助成対象外)

### ● ようこそ新十津川へ

4月から取り組みを始めた定住促進制度を活用した転入者第1号が7月14日誕生しました。砂川市から転入し、町内で住宅を購入した錦織さんには、住宅取得助成金に加え、「子育てに役立てて」とふれあい商品券が植田町長から手渡されました。



# 定住自立圏 形成協定を 締結しました。

市・町の枠を越えた連携を

## 中空知定住自立圏形成協定 合同調印



7月15日に、中空知5市5町の市町長と議長の出席により中空知定住自立圏形成協定の合同調印式を行い、圏域全体の活性化を図ることを目的に、お互いに連携・協力する「中空知定住自立圏」が誕生しました。

今後は、この協定に基づき、医療・福祉・教育・産業振興・防災・地域公共交通などの各分野の代表者などで構成される「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」を開催し、定住自立圏の将来像や個々の具体的な取り組みについて検討を進めていきます。

### ●定住自立圏構想とは

人口減少や少子高齢化、都市部への人口流出により、各市町が十分な生活機能の確保や地域住民の利便性向上などを行うことが困難となっている中、人々が地方に定住するために必要な機能の確保に取り組むのが「定住自立圏構想」です。

これからは、すべての市町にフルセットの都市機能を整備することは困難であり、市町の枠を越えた広域的な取り組みや、行政と民間の連携・役割分担を通じて、圏域全体の活性化を図ることを目指します。

中空知圏域では、日常生活において通勤・通学や通院、買い物など市町を越えた往来をしながら生活が営まれているなど、密接に関わっています。

圏域の市町がお互いに必要な機能を補完しあいながら、住みよい地域づくりをしていこうとしています。

### ◆STEP1- 中心市宣言（1月15日）

滝川市と砂川市で複眼型中心市として中心市宣言を行い、中空知広域圏の市町とともに魅力ある圏域づくりを目指して中心的な役割を担う意思を表明しました。

### ◆STEP2- 定住自立圏形成協定（7月15日）

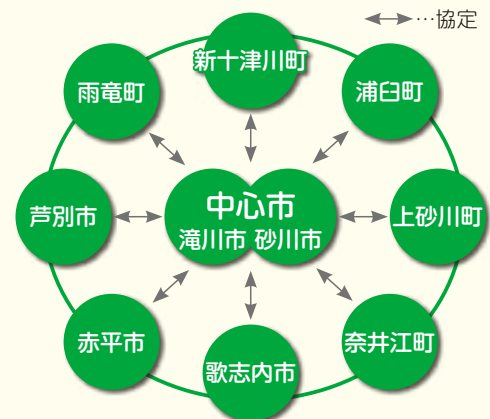
中心市宣言を行った滝川市、砂川市と、中空知圏域の8市町は、それぞれ地域の特色を生かし、住みよく、魅力ある圏域とするため、連携項目を定めた協定を締結しました。協定を締結したことで、圏域の活性化に向け、スタートラインに立ちました。

### ◆STEP3- 今後の取り組み

中心市が「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会（8月～11月予定）」を開催し、圏域住民の意見を反映させながら、協定を締結した連携市町と協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域の将来像や具体的な取り組み内容などを決めていきます。

### 中空知定住自立圏形成イメージ

中心市と連携市町がそれぞれ結び協定を重ねて形成される圏域



### 協定により連携する取り組み内容

#### ◎生活機能の強化

医療：救急医療の維持確保対策、圏域医療体制の充実  
福祉：障がい者福祉の推進、保育所広域入所事業  
教育：学校教育の充実、国際教育の充実、公共施設の相互利用の推進

産業振興：鳥獣被害防止対策の推進、地域資源を活用した農工商・観光振興、雇用・就業支援対策の推進

環境：廃棄物処理施設等の広域利用の推進、消費生活、広域消防体制の連携推進

防災：災害時の情報共有、備蓄品・資機材・避難施設の相互利用

#### ◎結びつきやネットワークの強化

地域公共交通：多様な公共交通の確保

道路等の交通インフラの整備：生活幹線道路の整備

交流移住促進：交流・移住の促進

ICTインフラの整備：行政システムのネットワーク

#### ◎圏域マネジメント能力の強化

人材育成：職員研修および大学を活用した人材育成

担当：総務課企画調整グループ